

次世代育成支援対策推進法第12条に基づく
一般事業主行動計画書の作成はお済みですか？

託児施設についてご提案

株式会社プリンズ・コーポレーション

代表取締役 二渡 清

二つの選択肢

事業所内に託児施設を作る

国の補助制度を利用する

1, 設置費

新築または購入した費用の1/2
(2,300万円を限度とします。)

2, 運営費

運営に関わる費用の1/2を最長5年間 支給する。

イ、通常型

施設規模により最大年間、699万6000円

ロ、時間延長型

運営費イ + 最大252万円

ハ、深夜延長型

運営費イ + ロ + 最大63万円

ニ、体調不調児対応型

運営費イからハ + 165万円

ピッコロ保育ルームを利用する

利用できる場所

- 1, ピッコロ1保育ルーム
尼崎市下坂部2丁目8-23
しもさかべ幼稚園内
- 2, ピッコロ2保育ルーム
阪急塚口さんさんたうん2番館
- 3, ピッコロ3保育ルーム
JR東西線加島駅北300メートル
- 4, ピッコロ4保育ルーム
JR西宮駅徒歩2分 あずまビル3階
- 5, ピッコロ5保育ルーム
阪急夙川駅北300メートル

事業所内託児所を作るための条件

受給できる主事業

- ・育児休業、介護休業、子の看護休暇、勤務時間の短縮等を労働協約又は就業規則で定めてあること。
- ・雇用保険適用事業主であること
- ・次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画書を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ていること。
- ・乳幼児の定員が10人以上であること。
- ・複数の事業主が共同して事業所内託児施設を設置運営することも出来る。

運営について

1. 保育士の配置について

乳児	3人につき	1人以上
満1歳以上満3歳未満	6人につき	1人以上
満3歳以上4歳未満	20人につき	1人以上
満4歳以上	30人につき	1人以上
常時2人配置されていること		

事業所内託児所の設備について

- ・乳幼児の定員が10人以上であること
- ・乳幼児1人あたりの面積は7平方メートル以上であること
- ・満2歳未満の子を保育する乳児室、満2歳以上の子を保育する保育室、調理室、便所があること
- ・乳児室の面積は1人あたり1,65平方メートル以上
- ・保育室の面積は1人あたり1,98平方メートル以上
- ・乳児室と保育室は区画すること
- ・保育室等は採光及び換気が確保されること
- ・便所には、手洗い設備が設けられ、保育室及び調理室と区画されていること
- ・消火器具、非常口、災害に必要な設備を設けること
- ・安静室を設ける場合は以下の条件を満たすこと
 - イ. 隔離機能が確保される部屋であること
 - ロ. 体調不良児が2人以上横臥出来一人あたりに面積は1,98平方メートル以上
 - ハ. 寝具等を用意し、救急医薬品を備えること

育児・介護雇用安定等助成金 育児・介護費用助成金 (ピッコロ保育ルームを利用した場合)

事業主の受給資格

次のいずれにも該当すれば受給資格があります。

- 1, 雇用保険の適用事業主である。
- 2, 育児・介護休業法に基づく下記の措置を、労働協約または就業規則に定め、実施している。
 - ・育児休業
 - ・介護休業
 - ・子の看護休暇
 - ・勤務時間の短縮
- 3, 下記の措置を、労働協約または就業規則に定め、実施している。
 - (1) 雇用する労働者が利用する育児・介護サービス費用の全部または一部を補助する。
 - a. 労働者が支払う利用料金の補助
 - b. 事業主が運営する事業所内託児施設
 - (2) 育児・介護サービスを提供する業者と、事業主が契約し、労働者に利用させる。
 - a. 労働者の利用料金を事業主が全額負担
 - b. 労働者の利用料金を事業主が一部補助

受給手続

1年間に事業主が補助した額を翌年1月末日までに下記の書類を事業所所在地の財団法人21世紀職業財団地方事務所長に提出してください。

「育児・介護雇用安定助成金(育児・介護費用助成金)支給申請書」

労働協約または就業規則(写)(受給条件を備えていることが確認できる部分)

育児・介護サービスを利用した労働者の名簿

育児・介護サービスを利用した労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)

3 - (1)の措置については、利用した領収証(写)、事業主が利用者に対して全額負担または一部補助したことを証明する書類(写)

3 - (2)の措置については、サービス提供業者と事業主との契約書等(写)、契約に対する支払を証する書類

直近の労働保険料概算・確定保険料申告書(写)、納付書・領収書(写)

一般事業主行動計画の策定・届出をしている場合、都道府県労働局の受理印のある一般事業主行動計画策定・変更届(写)

3 - (1) - bの措置については、別途書類が必要となります。お問い合わせください。

受給額

	中小企業	大企業	備考
会社負担額に対する助成金額	1 / 2	1 / 3	最高5年間 利用者1人あたり年間 30万円、1事業所あたり 年間60万円
制度整備支援助成金 一般事業主行動計画書作成・届け出済みの場合	40万円	30万円	1年目
制度整備支援助成金 一般事業主行動計画書作成・届け出なしの場合	30万円	20万円	1年目